

## 小美玉市行財政改革大綱及び

### 実施計画（集中改革プラン）の策定について

#### 行財政改革とは

行財政改革とは、時代に即した行政需要に的確に対応し、市民サービスのより一層の向上を図るために、組織、制度や行政運営のあり方を見直し、行財政運営の適正化・効率化を図っていくことをいいます。

#### これまでの取り組み

旧3町村においても、「最小の経費で、最大の効果を」という目標のもと、行革に取り組んできました。

しかし、地方自治体を取り巻く情勢が大きく変化している現在において、自主・自立したまちづくりを展開するため、究極の行財政改革といわれる合併を選択し、平成18年3月27日、小美玉市として新たな第1歩を踏み出しました。

#### 更なる取り組みの必要性（策定理由）

- ・ 合併による行財政基盤の強化と行政の効率化から生み出される効果をより確実なものにするため
- ・ 合併による新たな課題への対応（効率的な組織構築、未調整項目の調整等）
- ・ 急激な少子高齢化の進展など社会環境、社会情勢の変化への対応
- ・ 地方分権の進展
- ・ 住民の行政に対するニーズの多様化への対応
- ・ 総務省からの通知「地方自治体における行政改革の推進のための新たな指針」に沿った行財政改革の推進

このように、合併効果を確保するとともに、市民の負託に応え、本格的な地方分権時代に対応した「自主・自立したまちづくり」を将来にわたり安定的に推進するためには、次の段階の行財政改革を着実に進める必要が

あります。

このような背景から、このたび、本市の今後の行財政改革を進めるうえでの指針となる小美玉市行財政改革大綱を策定しました。

## 行財政改革の基本理念

次の2つの理念に基づき行財政改革を実施します。

1. 簡素で効率的な行政の実現
2. 行政サービスの質の向上

## 行財政改革の主要事項

改革の具体的な取り組み事項として、次の7事項について実施します。

1. 行政の担うべき役割の重点化
2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
3. 職員の定員管理及び給与の適正化
4. 人材育成の推進
5. 公正の確保と透明性の向上
6. 電子自治体の推進
7. 自主性・自律性の高い財政運営の確保

## 大綱の実施期間

この大綱の実施期間は平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

## 大綱の策定経過

大綱の策定に当たっては、諮問機関として7名の学識経験者で構成する行財政懇談会を設置し、5回に及ぶ審議を経て答申をいただきました。

その答申内容を踏まえて、市長を本部長とする行政改革推進本部において庁内検討を重ね、策定したものです。

## 実施計画（集中改革プラン）とは

小美玉市行財政改革大綱において示された行財政改革の主要事項7事項について、具体的な改革の実施内容及びスケジュールを明らかにするために策定したものです。68の実施項目からなっております。

また、総務省からの通知「地方自治体における行政改革の推進のための新たな指針」においても、大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するため、住民にわかりやすく明示した計画を策定するとともに公表することを求めており、その要請にも応えたものとなっております。

## 計画の実施期間

この計画の実施期間は平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

## 計画の策定経過

本計画に掲げられた68の項目は担当各課から実施すべき事項として提出されたものを基に、行財政懇談会の意見等を踏まえ、市長を本部長とする行政改革推進本部において庁内検討を重ね、策定したものです。

## 進行管理と公表

本計画を効果的かつ着実に実施していくために、小美玉市行財政改革推進本部を中心とする庁内組織において進行管理を行います。

実施段階においては、数値目標を設定しながら、継続的な改善に努めるとともに実施内容の進捗状況については、市の広報紙やホームページ等を通じて、広く市民にその経過や成果等を公表し、ご意見をいただきながら推進してまいります。